

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年12月7日(金)午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	武井	典夫
会長職務代理者	2番	三澤	省三
委員	3番	松澤	覚一
	4番	山崎	今朝利
	5番	野澤	宏
	6番	赤沼	君人
	7番	尾坂	壽夫
	8番	根橋	建太郎
	9番	山内	良春
	10番	赤羽	則子
	12番	上島	明德
	13番	下田	節子
	14番	勝野	次郎
	15番	小野	一喜
	16番	赤羽	武直

4. 欠席委員 11番 小澤 高佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

- (1)11月許可決定の5条3件については長野県農業会議から11月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した
- (2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
- (3)農地法第18条第6項の規定による届出
- (4)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<武井会長>

(あいさつ略)

それでは、議事に入る前に議事録の署名人の指名をさせていただきます。13番の下田委員、14番の勝野委員、よろしくお願いいいたします。

それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規程に基づく許可についてよろしくお願いいいたします。それでは3条の方からお願いいします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3 番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

辰野町中央...番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字宮下...、地目は畑、面積109㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は32aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、山崎委員と松澤委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

それでは山崎委員に意見を求めます。

<3番山崎委員>

3番山崎です。この農地は譲受人のBさんの家の隣でありまして、これまでもBさんが借りて耕作をしていました。その隣が譲渡人のAさんの家がありますが、Aさんは中央に出てきて住んでおります。国調はすんでおり堺ははっきりしておりますし、何ら問題は無いと思われまますのでご審議をお願いいたします。

<武井会長>

ただ今の件につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。(「なし」の声)よろしいですか、はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。次お願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

東京都日野市多摩平4丁目..番地にお住まいのAさん所有の、大字辰野字北畑...、地目は登記が畑、現況が田、181㎡と、大字辰野字北畑...、地目は田、327㎡を、大字辰野...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は46aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽委員と武井会長から意見書をいただいております。

<武井会長>

それでは赤羽委員の方から説明をお願いします。

<16番赤羽委員>

16番赤羽です。ここは、ほたる童謡公園へ行く途中にあります。今回の農地の、地図でみると左側、これは以前やはりBさんが買い受けるということでご審議いただいたところでもあります。今回の件はその隣接の2筆ですが、所有のAさんは東京在住でありずっとここは遊休農地となっていました。それをBさんが耕作してくれるということで、大変良い話ではないかと思えます。ここは昨年国調がすんでいて堺ははっきりしております。問題ないと思われまのでご審議の程お願いいたします。

<武井会長>

はい、ただ今の件につきまして、いかがでしょうか。何かご意見、ご異議ありますか。(「なし」の声)よろしいですかね。はい、それではこの件につきましても許可することにいたします。では3番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大阪府茨木市沢良宜西三丁目..番..号にお住まいのAさん所有の、大字平出...番地、地目は畑、面積396㎡を、大字平出...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は45aで下限面積を超えております。

また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽則子委員と三澤代理から意見書をいただいています。

<武井会長>

では、赤羽委員、説明をお願いします。

<10番赤羽委員>

赤羽です。譲受人さんは現在学生ということで、立会には来られませんでしたけれども、ご家族の方と三澤代理さんと現地を確認しました。譲受人は来年3月に大学を卒業し地元で耕作をするということです。堺もはっきりしておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。この件について、ご異議、ご質問、ございますでしょうか。「なし」の声)いいですか、はい、それではこの件につきましても許可することいたします。続いて5条の方、事務局お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4 番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

箕輪町大字中箕輪...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字家東...、地目は畑、面積347㎡を、大字伊那富...のBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲渡人は町外在住で耕作が難しく申請地の売却を希望していました。譲受人は申請地隣に住んでおりますが、現在別居中の娘夫婦と同居する予定であるため、既存の宅地と申請地の2筆を利用して2世帯住宅を新築する計画です。申請地はJR飯田線羽場駅の周囲概ね300メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたしました。また、合計宅地面積は720.54㎡で、500㎡を超えておりますが2世帯住宅であることと、周囲は住宅と山林に囲まれており残地の耕作地としての有効利用は望めないことからやむを得ないと思われれます。この件につきましては尾坂委員、野澤委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは、尾坂委員、お願いします。

<7番尾坂委員>

尾坂でございます。(地図により場所の説明)譲渡人のAさんと譲受人のBさんは友人同士で、隣同士で家を建てるよう土地を購入したのですが、Aさんは箕輪町に住宅を建てたということで、こちらにすむことができなくなりました。そこで先程事務局からも説明のありましたように、Bさんが今の宅地と隣の2筆を利用して2世帯住宅を建てるということでございます。塀ははっきりしておりますし、上下水も現在の家のものをそのまま使うということであります。雨水は地下浸透します。何ら問題ないと思われま、ご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、ただ今説明のありました件について、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。(「異議なし」の声)よろしいでしょうか、はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。次、お願いします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字辰野...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字辰野...番地、地目は畑、面積40㎡を、大字辰野...にお住まいのBさんが取得し住宅敷地を拡張するための申請でございます。譲受人はかねてから住宅敷地が狭く不便のため拡張したいと希望していたが、この度譲渡人から譲渡してもらえることとなり売買が成立しました。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地にあたりますので原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、赤羽武直委員、武井会長から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、この件につきまして、赤羽委員に詳細について説明をお願いします。

<16番赤羽委員>

16番赤羽でございます。この土地は実は既に譲受人が宅地の一部として使用しておりまして、今回行われた地籍調査で名前が変わっていないということが分かりまして、この度の申請となったわけでございます。そんなわけですので塀もはっきりしておりますし、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)よろしいですかね、はい、ではこの件につきまして許可することにいたします。続きましてお願いします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

岡谷市大栄町一丁目...にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出...、地目は田、面積556㎡と、大字平出...番地、地目は田、面積7.89㎡を、箕輪町大字中箕輪のBが取得し宅地分譲を新設するための申請でございます。譲渡人は住宅等新築のため平成11年に当該地の転用許可を得ましたが事情により住宅を建てるのが困難となりました。譲受人は宅建業免許を有する建築業者であり申請地を取得し2区画の住宅用地を分譲する計画でございます。申請地は第一種住居地域の用途地域であり第3種農地ですので、原則許可で問題ないと判断します。議案書にもありますとおり、同時に農地転用許可後の事業計画変更申請も出されております。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<三澤代理>

この土地は、Aさんという方が、この方は事業をされておまして、ここに住宅と倉庫など立てる予定でいたのですけれども、ちょっと事情が悪くなりまして、計画を断念されておりました。そこに2区画分の宅地分譲をするということです。西は住宅、東は皮を挟んで道路に面していますが、既に橋が架かっておりますのでそれを使用するということです。よろしく願いいたします。

<武井会長>

はい、この件につきまして、何かご質問ございますか。(「なし」の声)転用許可後の事業計画変更申請についても、よろしいですかね。はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。続きましてお願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、賃貸借権の設定でございます。

・大字小野...にお住まいのAさんが所有いたします、
大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積367㎡のうち146㎡
大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積16㎡のうち12㎡
大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積641㎡のうち38㎡、
・岡谷市中央3丁目...にお住まいのBさんが所有いたします
大字小野字越道...、地目は畑、面積378㎡のうち5㎡
大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積347㎡のうち53㎡
・大字小野...にお住まいのCさんが所有いたします
大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積132㎡のうち1㎡
・大字小野...にお住まいのDさんが所有いたします
大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積466㎡のうち71㎡
大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積59㎡のうち20㎡

・大字小野...にお住まいのEさんが所有いたします

大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積456㎡のうち113㎡

大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積1312㎡のうち679㎡

大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積2026㎡のうち591㎡

大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積1193㎡のうち15㎡

・大字小野...にお住まいのFさんが所有いたします

大字小野字山鍔沢...、地目は畑、面積168㎡のうち95㎡

以上、13筆を、長野市柳町..番地のGが賃貸借し、鉄塔基礎補強工事のための仮設道路、モノレール基地、資材置場とするための申請でございます。5ヶ月の一時転用であり、工事完了後は原形に復旧することが約束されています。申請地は消極的
第2種農地ではありますが、位置的代替性がないと考え許可はやむを得ないと判断します。この件につきましては、勝野委員、小野委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは勝野委員、お願いします。

<14番勝野委員>

地図の中には鉄塔までは出ておりませんが、(地図により説明)この先に鉄塔がありその工事のための仮設道路とモノレール、資材置き場のための申請でございます。関係する土地は実際は原野化しております、道もありますが幅が狭いということで鉄板を敷くようです。工事終了後は現状に戻すということです。ご審議お願いします。

<武井会長>

ただ今説明のありました件につきまして、いかがでしょうか。(「異議なし」の声)よろしいでしょうか。はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。続きまして議案第2号の農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局の方からお願いします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計21件、38筆、面積は45947㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので報告いたします。以上です。

<武井会長>

はい、この件につきまして、利用権の設定ということでございます。何かございますかよろしいですか。はい、それでは次、報告事項について事務局からお願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、11月許可決定の5条3件につきましては、長野県農業会議から11月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について1件、議案書のとおりであります。また、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、2件、議案書の通りでございます。それから、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、議案書のとおりであります。いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上です。

<武井会長>

はい、ただ今事務局からありました、報告事項について、よろしいですかね。はい、それではその他にまいります。

その他

○農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

(上島委員から松田尚正さんをどうかと。農業委員1期、農業委員会長1期、新町営農組合事務局長、南信のうさい理事、辰野営農組合副組合長、農業委員会の味噌づくりの基礎をつくった)

名人については該当なし。

○次回委員会開催日 平成25年1月7日(月)午後3時00分から 第6会議室
総会后、午後5時30分～マリーパレスたつので新年会

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印